

デイサービスセンターなのはな 通所介護（介護予防通所介護）について
（平成24年4月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. デイサービスセンターなのはな 通所介護（介護予防通所介護）についての概要

デイサービスセンターなのはな 通所介護（介護予防通所介護）については、要介護者（介護予防通所介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、介護及び個別機能訓練（運動器機能向上）その他必要な介護並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所介護（介護予防通所介護）計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

1) デイサービスセンターなのはなの基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

[3時間以上5時間未満]

・要介護1	400円
・要介護2	457円
・要介護3	514円
・要介護4	571円
・要介護5	628円

[5時間以上7時間未満]

・要介護1	602円
・要介護2	708円
・要介護3	814円
・要介護4	920円
・要介護5	1,023円

[7時間以上9時間未満] ～通常サービスはこの時間帯です。

・要介護1	690円
・要介護2	811円
・要介護3	937円
・要介護4	1,063円
・要介護5	1,188円

- ② 入浴代：介助による場合 50 円
 ※設備の都合上一日の入浴者数に限りがあります。ご希望の方はお申し出ください。
- ③ 個別機能訓練の実施： I 42 円

(*介護を行う時間帯を通じて機能訓練指導員として従事する職員による、ご利用者様の機能向上を目的とした個別機能訓練を提供)

- ④ 口腔機能向上サービスの提供： 150 円
 ※他に、職員のサービス体制強化加算として、上記利用料に 1 回 6 円または 12 円加算されます。また、介護処遇改善加算として利用された総単位数の 1.9%が加算されます。

2) 介護予防通所介護の基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1 月当たりの自己負担分です）

- ① ・要支援 1 2,099 円
 ・要支援 2 4,205 円
- ② 運動器の機能向上サービスの提供 225 円
- ③ 口腔機能向上サービスの提供： 150 円
- ④ 複数サービス（運動器・口腔）の提供 480 円

※他に、職員の取得資格評価加算として、上記利用料に要支援 1 の場合月 24 円、または 48 円、要支援 2 の場合月 48 円、または 96 円加算されます。また、介護処遇改善加算として利用された総単位数の 1.9%が加算されます。

3) その他の料金

- ① 食費・昼食 600 円
- ② その他
- | | | | |
|--------|------------|-----------------|------|
| 日常生活品費 | おしぼり | 1 日（3 枚）あたり換算料金 | 21 円 |
| | バスタオル | 1 日（2 枚）あたり換算料金 | 90 円 |
| | タオル | 1 日（1 枚）あたり換算料金 | 12 円 |
| | リンスインシャンプー | 1 日（1 回）あたり換算料金 | 3 円 |
| | ボディシャンプー | 1 日（1 回）あたり換算料金 | 9 円 |

小計 135 円

教養娯楽費 クラブ活動・行事などで材料費が必要になることがあります。作品・種類によって料金は異なります。

4) 支払い方法

- 毎月 10 日までに、前月分の請求書を発送しますので、その月の 25 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、現金、銀行振込の 2 方法があります。